

あなたは大丈夫？
**消費生活
豆知識**

令和4年4月から18歳、19歳は 未成年者契約の取消しができなくなる？

事例 18歳の高校生が友人に誘われて、保護者に内緒で30万円の全身脱毛エステコースを契約してしまった。

この契約を取り消すことはできないだろうか？

相談員からのアドバイス

現在は、18歳、19歳の人親の同意を得ずに契約してしまった場合、未成年者という理由で契約を取り消すことができますが、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられるため、同じ事例でも未成年者取消ができなくなり、契約による責任が生じます。

解約するには、次の3つの方法が考えられます。

- ・一定期間内にクーリング・オフをする
- ・解約料を払って中途解約をする
- ・事業者の問題のある勧誘をされた場合は取り消しを求め

これからは18歳になると、スマートフォン、車、クレジットカードなど、自分の意志で契約できるようになりますが、同時に悪質事業者のターゲットになりやすくなります。なかには、SNSで関係を築き、未成年者取消権がなくなる年齢になるのを待って契約を締結させる事例もあります。困ったときは消費生活相談窓口へ相談しましょう。

不審に思うことや、トラブルがあったときは、相談窓口へお問い合わせください。

遠賀町消費生活相談窓口(駅前サービスセンター)

☎ **093-293-7783** FAX093-293-8234
受付：9:00～12:00 13:00～16:30
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く

消費者ホットライン

☎ **188** (局番無し)
受付：10:00～16:00
※年末年始は除く



人権・男女共同参画・国際交流に関する情報を発信します



◆お問い合わせ 協働人権係

JICA海外協力隊の”人”と”仕事”

皆さんは「JICA海外協力隊」という言葉を耳にしたことがありますか？

これまで5万人以上が参加してきたJICA海外協力隊。いったい「どんな人」が「どんな仕事」をしているのでしょうか？

JICA海外協力隊とは、海外の人々のために自分の持っている技術や経験を生かしてみたいなどの強い意欲を持ち、現地の人々と同じ言葉を話し、ともに生活・協働しながら開発途上国の国づくりや地域発展のために協力する人たちのことです。

今回、実際にJICA海外協力隊員として2年間、ブラジルで活動していた浦越 未来さんを招いて、異文化交流・多文化共生についてみんなで考えるワークショップを開催します。「国際協力」「多文化共生」とは聞くものの、私たちに何ができるのかなど、浦越さんの海外での暮らしと活動についてお話を聞き、みんなで気軽に話し合いませんか？

※JICA (Japan International Cooperation Agency)
…独立行政法人国際協力機構

ワークショップ 異文化理解×多文化共生

- 日時 1/29(土) 10:30～12:00
- 場所 遠賀町中央公民館
- 対象 遠賀町在住・在勤の人
- 定員 25人(先着順)
- 費用 無料
- 申込期限 1/14(金)
- 講師 浦越 未来さん
- 申し込み 協働人権係 ☎093-293-1242(直通)



浦越 未来さん
平成30年1月から2年間ブラジルで日本語教育や日本文化の紹介などに尽力。現在はNPO法人九州海外協力協会に勤務。

相続と遺言

ご家族に安心を！



早めに相談して安心じゃ！

ワンストップで丁寧な対応を心がけております！

企業様へのご案内！

建設業 運送業 産廃業 etc
法人設立 (法人化) NPO 法人

会計記帳 経営審査
スムーズで安心！！

その他 農地転用・許認可など
くらもと行政書士事務所
行政書士 藏元 泰子

TEL 093-982-1830

くらもと行政書士事務所

検索

中間市垣生 303 (福岡県行政書士会 会員)

遠賀のかき小屋
炭火焼 だし巻き焼

お好きな具材を お持ち込み

牡蠣以外の食材 飲料の持ち込みシステム！

大人1000円/人(3時間程 小学生半額) 【OPEN】10～22時
※予約制 牡蠣は当店でお買い求めください ☎093-293-1825
おながラーメン細麵チャンポン保存会 ☎090-1340-8203
遠賀町大字広渡1191-5

17時～は今まで通りのかき小屋営業です。